

# 農業委員会からのお知らせ



新たな

## 農業委員会制度が始まります!

「農業委員会等に関する法律」が改正されました!

主な改正点は…

### ①農業委員の選出方法の変更

改正前 公職選挙法に基づく選挙と団体推薦・議会推薦

改正後 町長が公募し、議会の同意を得て任命

(認定農業者を過半数に・利害関係者以外も登用)

### ②農業委員会の事務の重点化

「農地等の利用の最適化」が農業委員会の必須事務に(法定事務化)

### ③農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、各地域において農地等の利用の最適化を  
推進する農地利用最適化推進委員を新設

# 1 農業委員の選出方法の変更

農業委員の選挙はなくなり、公募(自薦・他薦)になりました

- ①農業委員の公選制及び団体・議会推薦が廃止され、町議会の同意を要件とする町長任命制になりました。
- ②定数は、条例で定めます。  
(平成29年7月20日からの本町の農業委員の条例定数は12人です)
- ③農業委員の過半数は認定農業者でなければなりません。
- ④年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められます。
- ⑤委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない、  
中立な立場の者を1人以上含まなければなりません。



農業委員の公募については、  
改めてお知らせします

(公募は平成29年3月頃の予定です)



公募の実施

応募状況の公表

選考

町議会の同意

町長が任命

## 2 農業委員会の事務の重点

「農地等の利用の最適化の推進」が法定事務になりました

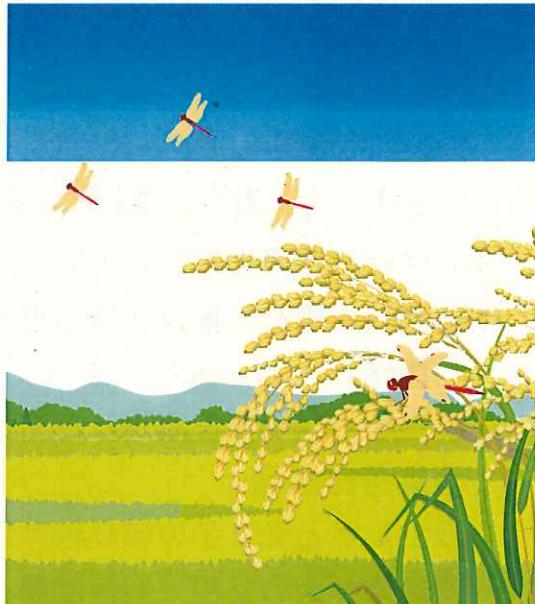
- ①担い手への農地利用の集積の推進
- ②遊休農地の発生防止、解消の推進
- ③新規就農、企業等の農業参入の支援

※これまでの任意事務から法定事務となり

**農業委員会の役割が強化**されます。

※農地等の利用の最適化に関する目標や方法について「指針」を定めます。

※農地等の利用の最適化の推進について関係行政機関等に具体的な意見を提出します。



### 改正前



#### 【必須事務】

- ①農地法等によりその権限に属させた事項（許認可事務）

#### 【任意事務】

- ②担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消

- ③法人化その他農業経営の合理化

- ④農業等に関する調査及び研究

- ⑤農業及び農業者に関する情報提供

- ⑥農業及び農業者に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

任意事務から  
必須事務に

### 改正後

#### 【必須事務】

- ①農地法等によりその権限に属させた事項（許認可事務）

#### ②農地等の利用の最適化の推進

- 担い手への農地集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

#### 【任意事務】

- ③法人化その他農業経営の合理化

- ④農業一般に関する調査及び情報提供

農地利用の最適化に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

### 3 農地利用最適化推進委員の新設

農地利用最適化推進委員は農業委員と連携し、担当地区での農地利用の最適化のための実践活動を行います（平成29年7月から）

- ①定数は条例で定め、本町の場合は8人です。農地利用最適化推進委員は農業委員と同時期に募集します。応募は、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、両方の委員になることはできません。
- ②農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定めた担当地域ごとに募集します。
- ③農地利用最適化推進委員の担当地域での活動例
  - ◎農地パトロール
  - ◎農地の利用状況調査及び利用意向調査
  - ◎集落座談会
  - ◎出し手と受け手の結び付け活動
  - ◎新規参入の支援（新規就農、企業等の参入）



農地利用最適化推進委員の公募については、改めてお知らせします

（公募は平成29年3月頃の予定です）



公募の実施

応募状況の公表

選考

農業委員会が委嘱